

令和4年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和4年10月31日（月） 15時00分 ～ 16時26分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長 | 神 田 裕 二 |
| 専 務 理 事 | 神 山 浩 一 |
| 公 益 代 表 理 事 | 山 本 光 昭 |
| 同 | 佐 藤 裕 一 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 木 倉 敬 之 |
| 同 | 今 泉 礼 三 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 天 野 勝 司 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 小 林 司 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二 |
| 同 | 長 島 公 之 一 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 遠 藤 秀 樹 |
| 公 益 代 表 監 事 | 塔 下 和 彦 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 吉 田 雄 彦 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 新 谷 信 幸 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 一 |
| 常 任 顧 問 | 山 崎 章 一 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 支払基金改革の進捗状況
 - 2 報告事項
 - (1) 令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害の対応
 - (2) 特別審査委員会審査対象レセプトの改正
 - (3) 令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算の認可
 - (4) 被用者保険等医療費の動向
(令和4年4月～6月診療分 医科・歯科・調剤及び医薬品)

3 定例報告

- (1) 令和4年8月審査分の審査状況
- (2) 令和4年9月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和4年8月理事会議事録の公表

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。本理事会の議事録署名者として長尾理事、小林理事にお願いをする。

また、本日は被保険者代表の古川理事、福田理事、寺田理事が欠席である。この結果、本理事会は理事会の構成員である理事長及び理事総数16名のうち、13名の出席を確認しているので、支払基金定款に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議題に入る。

最初に、支払基金の改革の進捗状況についてであるが、今月から支払基金の組織改革がスタートした。その状況については、複線的なフォローアップ体制などを引いておりますので、その状況も含めて事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革の進捗状況について、審査事務集約に係る移行状況、業務運営方針の策定、支払基金ホームページに登載予定の医療機関等照会連絡先検索機能、AIによる振分機能の実装、審査の差異の可視化レポートインテグレーション機能の導入、統一的なコンピュータチェックルールの設定、コンピュータチェックルールの公開、審査結果の不合理な差異解消の取組、人事制度・労働条件の見直し、既存事務所の有効活用の令和4年7月理事会の報告以降の進捗状況を説明。

(理事長)

ただいまの支払基金改革の進捗状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

スライド3のシステム開始設定誤りの報告があったが、以前も申し上げたが、必ず変更や修正があった場合は、障害が起こるということを前提に考えるべきで、そのためには、変更があったところで、何か異常がないかし

っかりとモニタリングを行うべきだと申し上げたことがあるが、今回、モニタリングはされていたのか。

(事務局)

モニタリング自体は実施していたが、この部分については、確認が漏れていたというのが事実である。

(診療担当者代表理事)

確認が漏れてしまうとモニタリングにならないので、今後そのようなことがないように、ぜひお願いしたい。

もう一点、スライド12審査支払機能に関する改革工程表、特に、②、③に関しては、現在の進行状況から想定してこれぐらいに終わるだろうという見込みで良いのか。見込みであれば、今後の進行によっては早まることもあれば、思ったよりも遅くなるということもあり得る。特に、遅くなるということも十分にあり得るかと思うが、例えば2025年3月よりも遅くなった場合は、どうするのか。

(事務局)

これは未来の話であり、現時点の作業の進捗状況を踏まえて②、③ともにこういったペースで終わるのではないかというところである。これが、いわゆる宿題として与えられていたものへの答えということになる。ご配慮をいただいたように、当然、今のペースでということであり、何らかの不測の事態や、現在想定できない事態等が起きて、例えば進捗が遅れる、もしくは早まる、そういったことが起きるかどうかということかと思うが、現時点においては、万全の計画と思っている。未来のことであり、そのような場合には、なぜそういうことが起きたのか、どういうことになっているのかという明確な理由を申し添えるとともに、計画をどのように変えていくかということについてもご提案させていただきたい。

(診療担当者代表理事)

この審査の統一というのは、丁寧に行うべきものであり、期日ありきで、そのところがおろそかになるようなことがあってはいけない。やはりきちんと実態に合った進行というのをお願いしたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。ご指摘を踏まえて丁寧に進めていく。

(被保険者代表理事)

システム障害の件は、私も同様に多いなという気がしている。システム業務の大変さ自体は承知しているが、支払基金の業務の大切さから鑑みれば、やはり慎重に未然防止を図っていただく必要があると思う。今後もぜひ万全を期すということで、よろしく願います。

次にスライド19であるが、私が労働組合所属だからということではなく申し上げるが、東京都労働委員会への不当労働行為、誠実交渉義務違反の救済申立てがなされた。支払基金はとても大きな制度見直しを進めようとしている。私自身の経験からしても決して容易ではなく、皆さんが本当に同じように前を向いて取り組んでいくことができるのかどうか、その過程を含め心配していたが、その中で、結果的にこのような事態に陥ったことは遺憾に思っている。医療保険の保険者は、もともとは助け合いを基礎に始まり、労使で共に保険者自治を尊重して発展してきたものであり、こうした中で共に活動していく支払基金にとって、やはり誠実な団体交渉、労使協議、その積み重ね、また、その先にある丁寧な理解促進などは、まさに基本に置かれるべきものであるはずであって、大きな改革を議論して進めていこうという大事なこのときであるからこそ、尊重されなければならなかったのではないかと思っている。

広い意味で、日本の労使は、立場に違いがある中でも、これまでも労働条件や事業の業績、さらには行政の在りようだとか、産業や制度などマクロな課題についても関心や認識を共有して、また徹底して団体交渉なり労使協議を積み重ねて、労使紛争については未然防止を図りつつ、みんなが一丸となって成果を得ていこうと、ある意味よく使う言葉だが、建設的な労使関係と、そういうものを実践してここまで発展してきた。それによって国としても発展してきたと言えらると思っているので、そういう意味で、真摯な団体交渉だとか、労使協議を積み重ねていくことで信頼関係が構築され、さらには、強固になっていくことにつながり、先ほどの事務局説明では最後に大切な言葉があったかと思う。その姿勢をぜひ徹底していただいて、お互いに信頼し合って、みんなが一丸となって前を向いて取り組んでいただくことができるようにしていただきたく思っている。若干、同じような課題があったのではないかと想像するところが、資料のスライド5。この間、導入が遅れていた連絡先の検索機能の件だが、これもそういう意味では、一人一人への説明、理解を得るのに時間を要したとのことだが、これらを進めていく上でやはり同じような課題があったのではないかと思う。円滑な業務を進めていく上で必要な情報提供というのは何なのかという観点から、ぜひ丁寧な説明をしていくことが必要ではないかと思っている。また、今後、新しく支払基金に入ってくるような方にとっても、この辺をどう思うのかというところを考えていく必要があると思う。産業を問

わず人材の争奪戦になっており、ぜひ丁寧に進めていただければと思う。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。後ほど、労働組合との関係については答えさせていただきます。

(公益代表監事)

労組からの申立てについて、監事団として一つコメントをさせていただきたい。

今般の労働組合からの不当労働行為救済申立ては、労働組合で定められた不当労働行為禁止類型のうち、不誠実団交、すなわち使用者側が誠実に団体交渉に向き合っていないという趣旨での申立てであり、個々労働条件の改正内容もさることながら、労使との協議プロセスやスケジュール面などにおいて課題があり、このため従来からの相互の信頼関係が損なわれたことが根本原因ではないかと危惧している。

これまで良好な集团的労使関係を維持してきた支払基金において、基金労組より不当労働行為として申立てが行われたことは、監事団としても驚きをもって受け止めている。

準司法機関的な行政委員会への申立ては、業務執行上の課題として重く受け止めざるを得ないと考える。加えて、労働委員会に事件として受理されたことから、今後手続が進行していく中で副次的にレピュテーションリスクが生じてくる懸念もあること。また、それに伴う業務面や採用面などへの影響も認識しておくべきではないかと考える。

今般の審査事務集約、並びに組織改正に伴う諸業務の円滑な移行、並びに遂行に向けては、従来にも増して職員の頑張りが必要なところであり、この点からも労組の意向、要望につき、十分に耳を傾ける中で早急な信頼関係の回復、可及的速やかな問題の解決に向けて、鋭意対応を図れるように、ぜひともお願いしたいということで一言申し述べさせていただきました。

(理事長)

公益代表監事からのご指摘について、現状のご説明をさせていただきます。

スライド19にあるが、不当労働行為についての救済申立てが9月22日に行われた。10月4日に私と労働組合の委員長と1対1で3時間にわたってじっくり話し合いを持ち、その場では、書かれているとおり、交渉全般に対する進捗、スケジュールの把握等が不十分であったということは率直におわびを申し上げた上で、今後は労使の信頼関係に基づいて、労使の問題は労使間の話し合いで解決していくということを申し上げた。

先ほどからご指摘いただいているとおり、既に10月から組織改革は実施

されている。関係者の皆様にその改革の効果を実感していただくためにも、職員に安心して働いてもらうことができる環境をつくっていくことが、大変重要であると考えている。10月4日の話合いの場でも不当労働行為の救済申立てという法律論があるが、労使間で話し合って解決をしていかなければならないということについて話し合いを行い、10月6日の覚書の中では、労働条件に関する制度見直しについて、全般的な方針も含めて十分な時間を確保して協議をしていくということについて、合意をして覚書を締結したところである。

その覚書の中で、個別事項として掲げられている事項についても、現在交渉を進めており、妥結に向けて鋭意努力をしているところである。

今後、この覚書も踏まえて、労使との信頼関係の回復に努めて、労使の話し合いによってよりよい政策をつくって基金を発展させていこうということで、組合の委員長と私との間では合意をしている。今後しっかりと取り組んでいく。

この件について、他に質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(参与)

医療機関等照会連絡先をお知らせするというのは、支払基金から送られてくる文書に担当者の名前も記載されるなど、現場としてはすごく安心できる仕組みだと考えている。

改めて職員一人一人に丁寧な説明、理解を得る必要があるかということに関しては、職員の方々の本名を文書に載せたり、ホームページに載せるということがネックだとすると、保険薬局、医療機関の先生方もそうだと思うが、担当者の名前が分かることは非常に助かるが、戸籍上の本名ではなくてもしっかり担当者につながればいいということでもあり、本名の公開ということが個人情報の公開について本人の確認を取らなければいけないということであれば、名前ではない他の方法も検討していただければと思う。

(理事長)

その件に関しては、必ずしも戸籍上の名称である必要はないと考えているが、あくまでも個人の名前を掲載することであり、個人情報をホームページに掲載することについては、個人情報保護法に基づいて、本人の同意が必要になる。

最初の段階では、説明をして掲載に問題がある職員に申出をしてもらうやり方で同意の確認をしていたが、より丁寧に説明をして同意を取る必要

があるということから、一人一人の確認を取るという手続を踏んだところである。

(被保険者代表理事)

その人その人個人がしっかりやるというのは当然として、サービス業においては、問合せに対しては誰であってもきちんと答えるということになるが、今回の対応によって、医療機関や保険者から今後どんな感想が出てくるのかお聞かせいただければと思う。大事なことは、組織としてきちんと対応していく、それがベストではないかと思っている。名前ではなくてもという気はしていたので申し上げた。

(診療担当者代表理事)

医療機関、調剤薬局からすると、ある特定の一人の担当の人が見つければいいということだと思うが、名前ではない、その人と結びつくような情報を掲載するなど、ほかの手段は考えられないのか。

(理事長)

従来は、個々のレセプトの査定等に関する照会は各都道府県支部にしていたが、10月以降、各医療機関、調剤薬局の所在地と審査事務を担当した職員は全国14か所の集約拠点に離れた形になっている。したがって、各都道府県の審査委員会事務局で照会を受けた場合、それを審査事務センターの職員に転送するとなると、支払基金にとって、重要な関係者である医療機関、保険者の皆様にご迷惑をおかけすることから名前を掲載することとしたものである。

名前を掲載しなくてもよいという意見もあるが、医療機関や調剤薬局からの問い合わせは、すべて一人で一対一になっているのではなく、ペアリングで複数の職員で共有しており、自分の出身県でない機関からの問い合わせも入るようになる。

この時、名前を言ってもらいとすぐに担当の職員につなぐことができるが、名前が無いと〇〇病院と言われただけでは、どの人に電話を代わってもらえるのか、一つ一つ確認をしていると業務上も非効率になる。一方で、名前を掲載している職員からしてみると、掲載していないことによって取次に時間がかかるということもあり、支払基金としては、ダイレクトレスポンスということで、医療機関、調剤薬局、保険者の皆様に直接お答えできるようにするという観点から、個人の名前を明らかにするという方針、サービス向上を含めてそのような対応方針とさせていただいている。現状で言うと、職員約2,800人のうち、合意をした職員は87%、合意をしていない職員は13%、360人余となっている。

令和5年1月以降は、出身都道府県以外の複数の都道府県のレセプトを担当する担当替えがある。その段階で今後の11月、12月の2か月間に実際に何か問題が起こるか十分検証をした上で、1月以降の掲載の方法について検討し、新たな方針を決めていきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

サービス業における一般論との比較が見当違いだったこと、おわび申し上げます。何を大切にしようとして今回導入したのかということが分かったが、いずれにしても、業務が円滑にいくような取組でお願いできれば幸いである。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があれば、後ほどいただければ思う。

次に報告事項に移る。

報告事項(1)令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害の対応について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況について、事象、発生原因、10月処理の状況、11月処理の対応（再発防止策）を説明。

令和4年9月処理で発生したオンライン請求システム障害状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

このシステム運用に万全を期すべきものとしては、オンライン請求のみならず、オンライン資格確認、そこの中の資格確認及びレセプト由来のデータ提供、さらに来年1月から始まる電子処方箋のシステムでも全く同じことだと思うが、これらのシステムにおいては、既にこのような再発防止策というのは実行されているのか。もし実行されていないとすれば、今後、実行する予定があるのか。

(事務局)

まだ稼働前の電子処方箋サービスについては、現在開発を進めており、このような事象、オンライン請求の障害について発生した障害については、オンライン資格確認にも連携をしている。こういったクラウドサーバの障

害、あるいは他の障害も含め、事象が発生した場合には、必ず対応ができるように準備を進めている。

(診療担当者代表理事)

オンライン資格確認に関しては、今回取ったような再発防止策というのを、既に実装されているのか。

(事務局)

既にこちらは実装している。

(診療担当者代表理事)

それはいつ実装されたのか。

(事務局)

こちらのほうは、オンライン資格の場合については、この機能というのが、今回のクラウドサーバの機能は、運用開始当初からもともと実装していた。

(診療担当者代表理事)

オンライン請求のほうは、今までそのような想定はしていなかったので実装していなかったということなのか。

(事務局)

申し訳ありません。実装はしていたが、この機能自体の設定自体に誤りがあったというのが原因である。

(診療担当者代表理事)

今回、処理サーバの数を増やしたと思う。副サーバとか。オンライン資格確認等に関しては、そのような副サーバとか処理サーバというのは、十分な台数、既に準備されて、いつでも稼働できる状態なのか。

(事務局)

オンライン資格についても、サーバの増強は常に取れる体制を整えている。

(診療担当者代表理事)

取れるというのは、既に台数はあるのか。

(事務局)

一定の準備をしている。

(事務局)

オンライン資格確認についても、安定的な運用ができるように、サーバ等については、十分な数を準備していると承知しているが、障害が起こった場合については、障害が起こったときの対応というのももちろんあるが、障害時の対応についても、さらに何か必要な対応があるかどうか、この辺りについては、現在運用しているオンライン資格確認、さらにはこれから運用を開始していく電子処方箋についても、改めていま一度確認していきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

オンライン請求で起こったことは、当然、同じサーバを用いているオンライン資格確認、電子処方箋で起こるべきと想定すべきであり、それを想定した上で、しっかりと防止策、さらに、もしも発生した場合の初期対応策、早期復旧策、これをぜひお願いしたい。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

続いて、報告事項の(2)特別審査委員会審査対象レセプトの改正について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

特別審査委員会審査対象レセプトの改正について、経過、改正内容、適用日を説明。

(理事長)

特別審査委員会審査対象レセプトの改正について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、報告事項(3)令和4事業年度事業計画及び保健医療情報会計収入支出変更予算の認可について、スライド28をご覧いただきたい。

これは先月の理事会において、早期に電子カルテ情報の共有基盤のシステム開発に着手できるよう、準備に係る経費について執行できるようにすることから、令和4年度の事業計画の変更と保健医療情報会計の収入支出予算をそれぞれ4,000万円増額するという変更について、議決をいただき、厚生労働大臣宛て認可申請をしていたが、10月17日に認可されましたので、ご報告を申し上げます

続いて、報告事項(4)被用者保険等医療費の動向（令和4年4月～6月診療分医科・歯科・調剤及び医薬品）について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

被用者保険等医療費の動向（令和4年4月～6月診療分 医科・歯科・調剤及び医薬品）について、診療報酬改定の影響及び新型コロナウイルス感染症の流行等による医療費の動向を説明。

（理事長）

ただいまの被用者保険等医療費の動向について、質問、意見等があればご発言ください。

（診療担当者代表理事）

診療報酬改定の影響は、確かにこれまでいろいろと分析をしていただいていたが、先般の中医協でもあったように、中医協以外で様々に決まる流れができており、医師会においても懸念を持っているところである。

支払基金において分析をされるのは構わないが、必ずしも医学的な背景等も含めて分析がされているようには見えない中で、昨今の情勢を踏まえ、単に分析として提示するのは、これまでと捉え方を変えるべきだと思っている。

支払基金の医科の執行役や、厚生労働省保険局とも、内容、進め方ともに十分に事前に連携していただくように、強く要望する。

（事務局）

従来からデータを保持しており、こういう分析をしている。

特に、今回、不妊治療については、どういう影響があるのかと、理事の方々からも質問があり、今回のような形でまとめている。

調整については、もちろん私どもも、事前にきちんとさせていただいた上でお示ししているということを申し添える。

(理事長)

保険局とは事前に情報共有しているが、今後の扱い等についてもよく協議をしていく。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

続いて、定例報告(1)令和4年8月審査分の審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年8月審査分の審査状況について説明。

(理事長)

令和4年8月審査分の審査状況について、質問・意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告(2)令和4年9月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告をする。

-----事務局から資料説明-----

令和4年9月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

(理事長)

令和4年9月審査分の特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に定例報告(3)令和4年8月理事会議事録の公表について、報告をさせていただく。

8月の理事会議事録につきましては、皆様に議事内容をご確認いただいた上で、議事録署名者である福田理事、遠藤理事にご署名をいただいている

ので、支払基金ホームページに掲載することとする。

全体を通じて、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、本日の理事会は、これをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会につきましては、11月28日の月曜日、午後3時から開催をする予定としているので、日程の確保方、よろしくお願い申し上げます。

令和4年10月31日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 長 尾 健 男

被 保 険 者 代 表 理 事 小 林 司